

空き家に対する財産管理制度の活用に係る ご提案について

8

国土交通省住宅局
住宅総合整備課
令和元年10月

重点番号19:所有者不明空き家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与(国土交通省)

空き家対策における財産管理制度の活用について

○ 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

- ・空家等対策を行う地方公共団体が「利害関係人」に該当しないことを理由として、財産管理人の申立てが認められなかった、あるいは断念した事例について把握

➡ 全国の市区町村を対象に、以下の事例について調査を実施。(回答市区町村数 1,675)

- ①実際に家裁に財産管理人の選任の申立てを行った事例
- ②家裁に相談をしたが、(申立てが認められない可能性を指摘され、)申立てを行わなかった事例
- ③(家裁に相談はしなかったが、)検討の結果、申立てが認められないであろうという結論を得た事例

※いずれの事例についても市区町村が空家等の所有者に対する債権を有していないことを前提とした。

1. ①及び②の事例(家裁に申立て又は相談をした事例)の結果

○ ①及び②は家裁に申立て又は相談をした事例であり、あわせて91事例存在した。

○ そのうち、85事例について申立てが認容されている。他方、申立てが認められなかった又は相談段階で指摘を受け申立てしなかった事例があわせて6事例存在した。

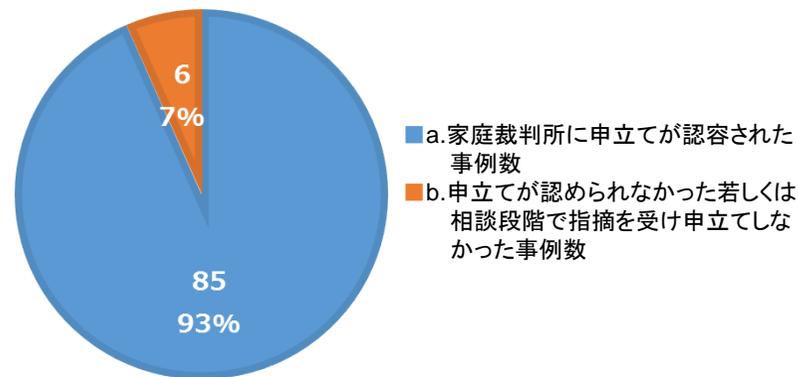
○ 但し、6事例のうち、市区町村が利害関係人に該当しないとの理由で申立てが認められなかった又は相談段階で指摘を受け申立てしなかったのは提案団体の1事例のみであった。

他の理由は、

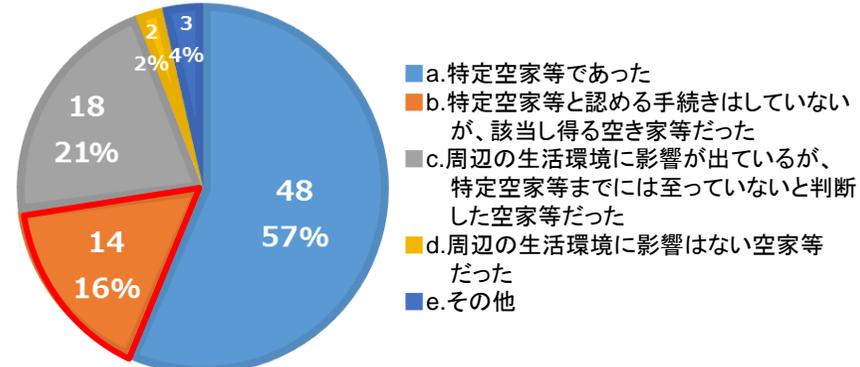
- ・所有者の所在不明の証明をしきれなかった
- ・申立て後に相続人が発見された
- ・法人所有の空家等に関する事例であったが、法人に対する財産管理人の選任はできないと指摘された 等

○ 提案団体の事例は、「特定空家等と認める手続きはしていないが、該当し得る空家等」だったとのことだが、同様の性質の空家等についても、14事例において申立てが認容されていた。

家庭裁判所に申立てを行った又は相談をした事例とその結果について



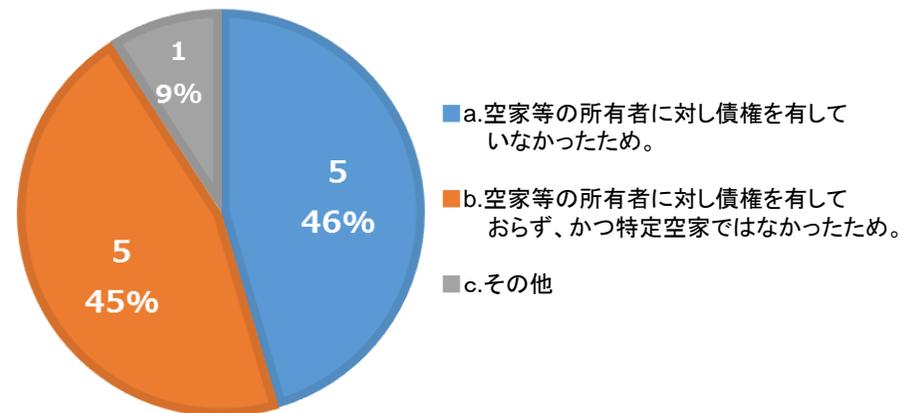
家庭裁判所に申立てが認容された事例の性質について



2. ③の事例(内部検討のみで判断した事例)の結果

- 家裁に相談せずに、申立てが認められないであろうとの結論を得て、申立てを行わなかった事例は11事例であった。
- その理由として、「債権を有していなかったため」が5事例、「債権を有さず、かつ、特定空家等でもなかったため」が5事例であった。

申立てが認められないであろうという結論が得られた事例の理由について



3. 調査結果まとめ

- 「利害関係人」に該当しないことを理由として、財産管理人の申立てが認められなかった、又は相談段階で指摘を受け、申立てを行わなかった事例は提案団体の1事例のみ。
- 提案団体のように市区町村が「特定空家等と認める手続きはしていないが、該当し得る空家等」と認識していた事例でも申立ては認容されている。
- 家裁に申立てをすれば、申立てが認容されていた可能性があるにもかかわらず、家裁に相談せずに申立てを断念した事例も複数確認された。

【調査結果を踏まえた対応(案)】

これまでも財産管理制度を活用した事例を周知してきたところであるが、今回の調査で判明した活用事例の深掘りを行い、必要な事例集の充実を図った上で、再度周知することとしたい。

生活保護費の返還金等に係る収納事務の私人委託について

対応方針

- **生活保護法**（以下「法」という。）**第63条及び法第78条に基づく返還金及び徴収金**（以下「返還金等」という。）については、**法を改正し、コンビニ収納（私人委託）を可能とする**予定。

【生活保護法（昭和25年法律第144号）（抄）】

（費用返還義務）

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

（法第63条の例）

- ・年金等の給付を受ける手続きに時間を要するケース、不動産等を所有しているが売却に時間を要するケース

（法第78条の例）

- ・稼働収入の無申告・過少申告、年金等の無申告

検討の経緯

- 検討にあたっては、本年9月に都道府県、指定都市、中核市の職員を参集して行う「生活保護担当指導職員ブロック会議」において、生活保護費の返還金について、コンビニ収納できることとするについて意見聴取を実施。

- **賛成「54%」、反対「20%」、その他「26%」**との結果であった。

【賛成の主な意見】

- ・ 利便性の向上により、日中稼働している者も収納可能となるなど徴収金の増加が見込まれる。
- ・ 被保護者からのコンビニ収納を希望する声がある。
- ・ 介護保険料や国民健康保険料について、コンビニ収納が行われている。

【反対の主な意見】

- ・ 費用対効果について疑問がある。

不当利得（民法第703条）に係る返還金について

- 生活保護法に基づく給付であっても、法律上の原因が失われて不当利得になった時点で、他の民法上の不当利得返還金と性質が異なるものではないことから、基本的には、不当利得債権全体として議論すべき課題であり、慎重な検討が必要である。